悪質商法被害防止共同キャンペーン
特別相談「若者のトラブル110番」

若者をターゲットとした悪質商法被害防止キャンペーンの一環として**特別相談『若者のトラブル110番』を行います。**

このキャンペーンは、卒業・入学・就職シーズンに向けて、関東甲信越地区の消費生活センター及び国民生活センターが共同で実施しているものです。

若者の間に悪質商法の被害が増えています。必要ないものはきっぱりと断りましょう。**もしも、契約トラブルにあってしまったら、一人で悩まず消費者相談室にご相談ください。**

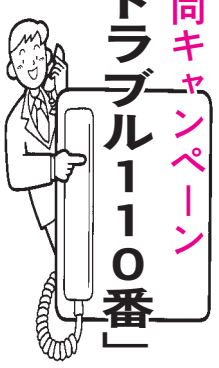

若者がターゲットになりやすいのはこんな悪質商法

●キャッチセールス
「アンケートに協力してください」と街角で呼びとめ、長時間つかまえ、強引に売りつけます。

●アポイントメントセールス
「期間限定で紹介している」と電話でおいしい話をして営業所に呼び出し、長時間拘束し、高額な商品などを契約せざるを得ない状況に追いこみます。

●マルチ商法
「この組織に加入し、友人に商品などを売れば報奨金が入る。投資した分は何倍にもなって返ってくる」などと、誰でも簡単に収入があるようなセールストークで勧誘され、大量に商品を買わせたりします。次の買い手が見つけられず、商品の山だけが残ったりします。

●デート商法
電話や携帯電話のメールで「友達になろう」などと、親しげに連絡をしてきます。何度か連絡を取り合い仲良くなったころ、恋愛感情を利用して高額な商品を売りつけます。

●不当請求
まったく知らない相手から身に覚えのない利用料（アダルトサイト等）の請求が電報等で送られてきます。相手は不安につけ込み、支払をさせるのが目的です。

■福生市消費者相談室
特別相談
日時 3月4日㈭午前10時～午後4時※正午～午後1時は除く
場所 消費者相談室（市役所第三庁舎2階）
問合せ 地域振興課産業振興係※通常の消費者相談もお受けします。

■東京都消費者相談窓口
特別電話相談
日時 3月4日㈭・5日㈮ 午前9時～午後4時
専用電話 ☎03・3235・1155

「バリアフリー」の推進にご協力を

■施設等のバリアフリー
市では、市民が自由に行動できるまちを目指し、道路、公園、建物、駅等のバリアフリーを進めています。また、不特定多数の市民が利用する民間の事業所や店舗等の新設・改修には、都の条例によりバリアフリー整備の努力義務が課され、建築確認とは別に市への届出が必要です。高齢者、障害者の方々に配慮し、皆さんのご協力をお願いします。

《届出が必要な主な施設》
医療施設、福祉施設、一定基準の面積を超える物販・サービス店舗、飲食店、駐車場、スポーツ施設、遊興施設、共同住宅など（詳細については担当へお問い合わせください。）

■心のバリアフリー
差別やいじめをなくし、すべての人が不安なく自由に行動し、活動できる社会の実現にご協力をお願いします。

■迷惑行為防止等のお願い
▽自転車等の路上放置
▽物品、看板等の路上放置
▽植栽等の歩道へのはみ出しなど
問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

みんなで一緒にちょこっとサイズのたしかな安心
平成16年度交通災害共済受付中

都内の全市町村が共同で運営する『ちょこっと共済』は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金が受けられる助け合いの制度です。

手続きは簡単、しかも選べる2コース制です。

Aコース年額1千円で最高300万円 **Bコース**年額500円で最高150万円の見舞金市に住民登録、外国人登録をしている方ならどなたでも加入できます。

平成16年4月1日現在、小・中学生の方（平成元年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。Aコースへ変更したい小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

共済期間は平成16年4月1日から平成17年3月31日まで（ただし、年度途中の加入の場合には、加入日の翌日から平成17年3月31日までです。）

次の日程で出張受付を行いますので、皆さんの加入をお勧めします。

期日	曜日	受付時間	受付場所
2月22日	日	午前10時～正午	わかぎり会館
		午後1時30分～4時	かえで会館
2月26日	木	午後4時～6時	すみれ保育園
2月27日	金	午前10時～正午	さくら会館

なお、出張受付の会場においでになれない方は、市内の金融機関（郵便局は除く）の窓口でも申し込みができます。

また、市役所内の指定金融機関派出所及び地域振興課窓口（市役所第三庁舎2階）でも受け付けます。加入申込書は市内金融機関、市役所窓口に置いてあります。

問合せ 地域振興課地域振興係

減免世帯に指定収集袋を交付します！

16年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

対象世帯①生活保護受給者②児童扶養手当受給者【18歳未満の子のいる母子家庭で、一定所得以下の方】③特別児童扶養手当受給者【20歳未満の障害者を養育している世帯で、一定所得以下の方】④遺族基礎年金受給者【国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード645の方が該当します）】⑤老齢福祉年金受給者【明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方】⑥市長が特別の理由があると認めた世帯※④・⑤について、不明の場合は市役所年金係にご確認ください。

交付枚数▼1人世帯＝可燃用小袋120枚・不燃用小袋20枚▼2人世帯＝可燃用中袋120枚・不燃用中袋20枚▼3人世帯以上＝1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋60枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。※年度途中で該当になった場合は、月割りで相当量の交付になります。

交付日時3月1日～3月31日の月曜～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所商工会館201会議室

※その他の市役所開庁時間は、環境課清掃係窓口（第三庁舎2階）にて交付。なお、4月1日からは市役所環境課清掃係窓口にて交付。

必要な物印鑑（印鑑がない場合は交付できません）、証書（生活保護法適用証明書・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・遺族基礎年金証書・老齢福祉年金証書）

問合せ 環境課清掃係

となりの不用品は我が家の宝物 ガレージセール

資源のリサイクルも兼ね、家庭のすみで眠っている衣類や、贈答品などの家庭雑貨を販売する**ガレージ**を行います。ぜひ、おでかけください。

なお、駐車場が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

日時 3月7日㈰午前9時30分～午後2時※雨天の場合は、3月14日㈰に延期します。場所 多摩川中央公園
問合せ 地域振興課産業振興係

3月の資源回収予定

実施団体	実施日
本町第七町会	7日㈰
南田園二丁目町会	14日㈰
青少協牛二地区	14日㈰
福生団地自治会	21日㈰
原ヶ谷戸町会青年部	21日㈰
玉川台町会二小ＰＴＡ	21日㈰
熊牛町会神輿会	21日㈰
永田子供会	21日㈰
南田園三丁目子供会	27日㈯

※ 収集地域は実施団体地域内。
※ 天候などにより変更する場合もあります。

問合せ 環境課清掃係

▼ごみは燃やさないで▲
家庭や事業所から出たごみの焼却は禁止されています。むやみに燃やしてしまうと人体に悪影響を与えるダイオキシン類等が発生します。また、煙や悪臭による苦情も増えています。ごみの処理については、決められた方法で正しく行うようお願いします。

問合せ 環境課環境係

ごみ・資源収集情報（前年同月比）

ごみが	資源が
75t	43t
増えちゃったよ！	増えたよ！
14年12月 1,395 t	14年12月 370 t
15年12月 1,470 t	15年12月 413 t